



## 建設廃棄物の適正処理について（通知）

技術基準の種類：環境建設副産物  
通知日：平成3年11月28日

受管第645号  
平成3年11月28日

部内各課長殿  
各土木事務所長殿  
鳥取港湾事務所長殿

土木部長

### 建設廃棄物の適正処理について（通知）

このことについては、平成2年7月20日付受管第259号により、その適正処理の周知徹底について通知しているところではありますが、このたびは衛生環境部長から別添写しのとおり、「建設廃棄物ガイドライン」に基づく適正処理について再度通知がありました。

従来からこの建設廃棄物の処理については指定処分として現場説明書に明示することとしておりますので、事業執行にあたっては十分留意してください。

（別添省略）